

件名：RPS法の細則に関する意見

氏名 畑 直之

職業／所属団体 団体職員（気候ネットワーク）

（注：本件は個人としての意見提出であって所属団体の意見ではありません）

（以下、意見）

1. 対象エネルギーについて

＜意見の概要＞

化石燃料系を含む廃棄物発電を明確に除外し、水力・地熱などの要件を明記し、環境負荷の小さい自然エネルギーの早期・大量導入に資する対象エネルギーの規定とすべき。

＜意見及び理由＞

単に規模要件（1000kW 以下）で区切るのではなく、ダム の定義を含め「環境保全型水力」の基準をきちんと示すことが必要である。

国会等で問題にされた廃棄物の扱いに全く触れていないが、廃棄物発電の抑制方法を明確に定める必要がある。10月30日に開催された第9回総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の「資料4 対象エネルギーについて」では、廃プラスチックなどの石油系の廃棄物発電は取りあえず今回の政令においては対象エネルギーとして定めないが、今後とも引き続き検討を行い早期に結論を得ることとされた。先送りは問題であり、環境負荷の小さいバイオマス成分以外の廃棄物発電は評価の対象としないことを、今回の政令で明記すべきである。

2. 義務量について

＜意見の概要＞

算定方法や調整方法で示されている式は、義務量を小さくする方向に働く係数ばかり組み込んでおり問題。前向きな義務量が設定される方法に改めるべき。

＜意見及び理由＞

1. 義務量の算定方法について

電圧調整用電源の状況を理由に「調整率」を考慮することは不要であり、市場を縮小する調整はやめるべきである。

2. 義務量の経過措置の調整方法について

経過期間が長すぎ特に初期の義務量が小さいために、初期の市場が極端に小さくなって価格が暴落し、自然エネルギーの拡大にブレーキをかけることが懸念される。肩代わりなどの柔軟性手段があることや、自然エネルギーの多くは短期間で手当てできることを考えれば、これほど長期にわたる経過期間は不要である。もし経過調整率を設けるとしても、せいぜい3年間で十分である。

3. 関連する制度設計としての下限価格の設定について

関連する制度設計として、自然エネルギーへの投資安定化と市場の活性化のために、デンマークのRPS法にあるように下限価格を設けるべきである。

3. 設備認定について

＜意見の概要＞

廃棄物発電はバイオマス成分のみが評価の対象となることを明記し、地熱が例示されている「再生可能性の確保」とはどのようなものか明示すべきである。

＜意見及び理由＞

廃棄物発電の場合、環境負荷の小さいバイオマス成分のみが評価の対象となることを明確にすべきである。

地熱が例示されている「再生可能性の確保」とはどのようなものか、正確な定義が必要である。

住宅用太陽光について挙げられている電力会社による包括的な代行はどのような仕組みになるのか、明示して意見を求めるべきである。

4. 義務履行確認について

＜意見の概要＞

肩代わりについては供給区域を越えて「RPS 枠」の取引ができることを明確にすべき。バンキング等の仕組みを明示すべき。ボロウイング、上限価格は不要。

＜意見及び理由＞

電気事業者間の「肩代わり」は制度全体に大きな影響を与える仕組みなので、案を明示して意見を求めるべきである。その際、供給区域を越えて、自然エネルギー事業者と電気事業者の間に「RPS 枠」の取引ができるための規定が必要である。

バンキング・ボロウイング、上限価格の制度設計も制度全体に大きな影響を与える要素だが内容が全く不明であり、案を明示して意見を求めるべきである。なお自然エネルギーの早期・大量の普及拡大に実質的にブレーキを掛ける方向の要素であるボロウイングと上限価格は、基本的に不要と考える。もしボロウイングを入れるなら、次期に割り増し達成（例えば京都議定書では3割増し）を義務付ける仕組みとすべきである。

以上